

新庄市新規就農支援制度

【 就農体験 】

事業名	問合せ先	概要	条件
ぶち農業・農村暮らし体験事業	(公財)やまがた農業支援センター TEL: 023-641-1117	①受入農業者へ対する支援 ②自らの宿泊費の1/2を支援 ・上限: 3,000円/泊 ・最長6泊まで ③家族と来県した場合、交通費及び家族の宿泊費を支援。 また、県産農畜産物の贈呈 ④参加に係る傷害保険料の負担	山形県で新規就農を希望する者

【 研修 】 ※基本的に併用不可

事業名	問合せ先	概要	条件
移住支援事業 (地域おこし協力隊)	新庄市農林課 農業ビジネス創造係 TEL: 0233-29-5836	新庄市の会計年度職員として、最長3年間、研修等を受けることができる。 ①給与: 約300万円 ②活動費: 約200万円	三大首都圏等の県外在住者 ※住所要件等は、問合せ先へ確認してください。
就農準備資金	新庄市農林課 農業ビジネス創造係 TEL: 0233-29-5836	長期研修を受ける期間中の資金を支援する。 ○年間最大150万円 (最長2年間)	就農予定時の年齢が、50歳未満 ※その他、いくつかの要件有

農業を
はじめたい!



【 機械・施設等 】 ※基本的に併用不可

事業名	問合せ先	概要	条件
経営発展支援事業	新庄市農林課 農業ビジネス創造係 TEL：0233-29-5836	新規就農者が経営発展するための農業機械等の補助を行う。 ①通常枠 ・対象経費の3/4 ・対象経費の上限：1000万円 ※経営開始資金受給者は、500万円 ②地域計画早期実現支援枠 ・対象経費の3/4 ・補助金の上限：900万円	就農時の年齢が、50歳未満 ※その他、いくつかの要件有
未来を育む農業担い手育成支援事業	新庄市農林課 農業ビジネス創造係 TEL：0233-29-5836	農業用機械・施設等の導入 ①担い手の経営発展の取組み ・対象経費の1/2 ・対象経費の上限：500万円 ②担い手の営農定着の取組み ・対象経費の1/2 ・対象経費の上限：200万円	①担い手の経営発展の取組み ・認定新規就農者等 ・販売額1,000万円未満等 ②担いの営農定着の取組み ・認定新規就農者等以外 ・経営継承すること ※いずれも就農後10年以内
新規就農支援事業	新庄市農林課 農業ビジネス創造係 TEL：0233-29-5836	農業用機械・施設の導入を支援する。 ・対象経費の1/2 ・補助上限：100万円	・認定新規就農者

【資金】 ※一部併用不可

事業名	問合せ先	概要	条件
経営開始資金	新庄市農林課 農業ビジネス創造係 TEL：0233-29-5836	経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付する。 ○年間最大150万円 (最長3年間)	就農時の年齢が、50歳未満 世帯全体の所得が600万円未満 ※その他、いくつかの要件有
経営開始支援事業	新庄市農林課 農業ビジネス創造係 TEL：0233-29-5836	経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付する。 ○年間最大75万円 (最長1年間)	県外からの移住者で新たに農業を始める方 (上記事業に該当しない方) ※その他、いくつかの要件有
青年等就農資金	農業協同組合 日本政策金融公庫 等	無利子の融資制度 ・融資限度額：3,700万円 ・返済期間最長：17年 (うち据置期間5年間)	認定新規就農者
移住支援金	新庄市総合政策課 広報・地域づくり係 TEL：0233-22-2117	都内23区からの移住者へ支援金を支給する。 ・単身60万円 (配偶者や子がいる場合は加算あり)	東京23区に5年以上居住または通勤していた者 ※その他、いくつかの要件有

【生活・住居等】※一部併用不可

事業名	問合せ先	概要	条件
若者・子育て移住世帯への支援	山形県みらい企画創造部 移住・定住地域活力拡大課 TEL：023-687-0777	移住する若者世帯・子育て世帯に対し、支援金を給付する。 ①単身世帯：10万円 2人以上：20万円 ②子育て世帯：20万円	移住前に「やまがた暮らし移住希望」に登録していること ※その他、いくつか要件有
住まいの支援	山形県みらい企画創造部 移住・定住地域活力拡大課 TEL：023-687-0777	移住世帯が民間賃貸住宅に入居した場合、家賃補助を行う。 ・1万円/月 (最長2年間)	移住前に「やまがた暮らし移住希望」に登録していること ※その他、いくつか要件有
食の支援	山形県みらい企画創造部 移住・定住地域活力拡大課 TEL：023-687-0777	移住者に対し、食の支援を行う。 ①単身世帯(世帯あたり) 米40kg・味噌2kg・醤油2ℓ ②二人以上世帯(世帯あたり) 米60kg・味噌3kg・醤油3ℓ	移住前に「やまがた暮らし移住希望」に登録していること ※その他、いくつか要件有
移住世帯住宅取得助成金事業	新庄市総合政策課 広報・地域づくり係 TEL：0233-22-2117	移住者の定住を目的とした住宅主地区費用の負荷低減の助成金 ・基本額 100万円 ・加算額(3世代同居) 100万円 ・加算額(中古住宅) 50万円	・転入から2年以内の者、転入前に5年以上計測して県外居住していた者 ・全員が移住者であること

【その他】※一部併用不可

事業名	問合せ先	概要	条件
やまがた就職促進奨学金返済支援事業	新庄市教育委員会 教育総務課 TEL：0233-23-5004	①県内企業等に就職を希望する方、県内外の大学等に在学している方 ・26,000円×奨学金の賞与を受けた月数(各種要件あり) ②大学等を卒業後県外で就業の後、Uターン就業する場合 ・奨学金返済残額(上限60万円)	・大学等を卒業後13ヵ月以内に居住・就業し、かつ5年以上継続する見込みの方 ・登録企業と連携により登録企業に就業する学生(10万円加算) ・県内で居住・就業開始時点での奨学金とする。
就職活動に係る交通費・移転費の支援	新庄市総合政策課 広報・地域づくり係 TEL：0233-22-2117	①県内で実施される面接やインターシップ参加のための交通費 ・経費の1/2(上限2万円) ②採用面接を受けるために要した交通費の一部(最大11,900円) ③県内への移住に要した移転費(実費又最大81,500円)	②と③に関しては、東京圏内の学生に対して支援を行う。 ※令和8年度から実施予定